

設計業務等委託の最低制限価格の改定について

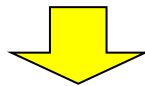
福岡市では、設計業務等の委託の品質確保を図るとともに、地域の企業が持続的に発展することができるよう、適正価格での受注を推進するため、国の低入札価格調査の新基準に準拠し、令和6年11月から土木設計及び測量の委託契約に係る最低制限価格を下記のとおり改定します。

1 改定の内容

① 算出方法

<改定前>

- 設計
土木設計：(直接人件費+直接経費+その他原価の90%+一般管理費の48%)×1.1
建築・設備設計：(直接人件費+特別経費+技術料等経費の60%+諸経費の60%)×1.1
○測量：(直接測量費+測量調査費+諸経費の48%)×1.1
○地質調査：(直接調査費+間接調査費の90%+解析等調査業務費の80%+諸経費の45%)×1.1



<改定後>

- 設計
土木設計：(直接人件費+直接経費+その他原価の90%+一般管理費の50%)×1.1
建築・設備設計：(直接人件費+特別経費+技術料等経費の60%+諸経費の60%)×1.1
○測量：(直接測量費+測量調査費+諸経費の50%)×1.1
○地質調査：(直接調査費+間接調査費の90%+解析等調査業務費の80%+諸経費の50%)×1.1

② 設定範囲

【現行】

設計金額の66%～80%（地質調査は85%）

【改定後】

- ・土木設計、建築・設備設計：設計金額の66%～81%
- ・測量：設計金額の66%～82%
- ・地質調査：設計金額の66%～85%

2 実施時期

令和6年11月1日以降に入札公告または指名を行う案件から適用します。